

土佐清水市立竜串貝類展示館

指定管理者募集要項

令和6年1月

土佐清水市

土佐清水市立竜串貝類展示館指定管理者募集要項

1. 募集の概要

「土佐清水市立竜串貝類展示館」（以下、「貝類展示館」という。）の管理運営について、観光事業の推進を図り、あわせて教育文化の向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び土佐清水市立竜串貝類展示館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年 9 月 6 日条例第 22 号 以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づく、指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集する。

(1) 対象施設の概要

ア 名称 土佐清水市立竜串貝類展示館

イ 所在地 土佐清水市竜串 23 番 8 号

ウ 建物及び施設概要

敷地面積：1368.59 m²

延床面積：645.80 m²

建築構造：鉄骨コンクリート 2 階建

竣工年度：昭和 41 年度（令和 2 年度改築）

(2) 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(3) 指定手続き

指定管理者の指定にあたっては、「土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成 16 年 6 月 30 日条例第 27 号）（以下「手続条例」という。）及び同条例施行規則に基づき、関係種類の審査等（必要に応じヒアリングを行います）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、市議会の議決を得て指名を行い、その旨を告示します。

なお、選定結果は速やかに応募者全員に通知し、選定理由等を公表します。

2. 応募資格

(1) 法律行為を行う能力を有する者

(2) 破産者で復権を得ない者でないこと

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等でないこと

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと

(5) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがない者

(6) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することのない者

- (7) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと

3. 指定管理の公募手續

(1) 公募の日程

内 容	期 日
申請の受付期間	令和6年1月4日（木）～1月25日（木）
募集要項等に関する質問の受付	令和6年1月5日（金）～1月15日（月）
募集要項等に関する質問の回答	令和6年1月17日（水）
プレゼンテーション及び審査選定	令和6年1月29日（予定） ※詳細は別途応募者に通知する
市議会による指定議決	令和6年3月（予定）

(2) 募集要項等の配布場所

土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市観光商工課 又は土佐清水市ホームページからダウンロード

(ホームページアドレス<https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/>)

(3) 募集要項等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和6年1月5日(金)～令和6年1月15日(月)午後5時まで

イ 提出方法

E-mailで観光商工課に提出。

※E-mailの未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信を連絡すること。

(E-mailアドレス : kanshou-lg@city.tosashimizu.lg.jp)

(4) 募集要項等に関する質問の回答

ア 回答方法

E-mailにより回答。

イ 回答日時

令和6年1月17日(水)午後5時までに回答

4. 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）

(2) 資格を有していることを証する書類

- ア 法人にあつては当該法人の登記簿謄本，法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- イ 定款，会則，規約その他これらに相当する書類
- ウ 申込資格に関する申立書，国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（第2号様式）

(3) 貝類展示館管理業務に関する事業計画書（第3号様式）

(4) 貝類展示館管理業務に関する収支計画書（第4号様式）

(5) 申請団体の指定申請書を提出する日の属する年度の収支予算書，及び事業計画書，前事業年度の事業報告書及び収支決算書，又は財務諸表等経営の状況を示す書類

(6) 設立趣旨及び事業内容のパンフレット等申請団体の活動概要を示す書類

(7) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類，又はこれらに相当する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

5. 募集期間，提出方法，提出先

令和6年1月4日（木）から同年1月25日（木）までの8時30分から12時，13時から17時まで。ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く。

※申請書ほか必要書類を下記まで持参又は郵送により提出すること。

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市観光商工課

TEL 0880-82-1212（直通） FAX 0880-82-1126

6. 応募書類の提出部数

各7部（正本1部及び副本6部副本は複写可）とする。

7. 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請書は，A4紙ファイルに綴じて提出のこと。
- (2) 用紙の大きさは，日本工業規格A4縦長（提案書の一部はA3可）とし，両面使用とすること。
- (3) 申請書の文章中の文字ポイントは10ポイント以上とすること。
- (4) 提出書類の返却は行わない。
- (5) 提出された書類は，必要に応じて複写する。（使用は，庁内及び指定管理者の選定に限る。）
- (6) 1応募者につき1申請とし，複数の申請をした場合は，失格とする。

(7) 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合申請はなかったものとして取り扱うこととする。

(8) 申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は、土佐清水市指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合がある。

(9) 提出された書類の内容を変更することはできない。

(10) 申請書類に虚偽の記載があった場合、不正があった場合、当該申請は無効とする。

(11) 提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、土佐清水市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象とする。（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。）

(12) 申請に要する経費等は、すべて申請団体の負担とする。

8. 選定基準

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 管理業務に係る事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮されるものであること。

(3) 管理業務に係る事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) 収支計画書の内容が、管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(5) 管理業務に係る事業計画書の内容が本市の観光産業の活性化及び雇用の確保に繋がるものであること。

9. 管理の基準

(1) 利用時間

午前9時から午後4時まで（7月、8月については、午前9時から午後5時まで）

(2) 休業日

毎週木曜日とする。ただし、ゴールデンウィーク・盆・年末年始等は、開業するものとする。

(3) 利用料（税込）

貝類展示館入館料

利用者	利用料	
	個人1人につき	団体（15人以上）1人につき
大人	500円	400円
小中学生	250円	200円

施設利用料

区分	利用時間	金額
テラス・園地	1日	1,000円

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定条例」という。）第 13 条の規定を遵守すること。

10. 管理に要する経費

(1) 指定管理料

指定管理料（概算）15,726,000 円（3 年間分）

指定管理料の支払時期や支払方法等は、協定書で定めることとする。

(2) 管理運営経費

「管理運営経費」は、施設の管理運営を行うにあたり必要な費用で次に掲げるものとする。

ア 人件費（人件費は 1.3 人分を想定しています）

イ 光熱水費及び燃料費

ウ 施設及び設備等の維持管理に係る費用

エ その他施設の運営業務に必要となる費用

11. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 貝類展示館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 貝類展示館の利用許可に関する業務

(3) 利用料金の収受に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

12. 原状回復義務

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は手続条例第 11 条第 1 項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

13. 秘密保持義務

指定管理者の役員及び職員は、土佐清水市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月 24 日条例第 28 号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、当該管理業務により知り得た秘密を他にもらし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は役員及び職員の職務を退いた後においても同様とする。

14. その他

指定管理者は、設置管理条例並びに同条例施行規則を遵守しなければならない。

令和 年 月 日

土佐清水市長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代 表 者 名

㊞

土佐清水市立竜串貝類展示館に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	土佐清水市立竜串貝類展示館
施設の所在地	土佐清水市竜串 23 番 8 号

2 提出書類

- (1) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
- (2) 団体の定款，会則，規約その他これらに相当する書類
- (3) 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (4) 申込資格に関する申立書（別記第 2 号様式）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第 2 号様式）
- (6) 土佐清水市立竜串貝類展示館管理業務に関する事業計画書（別記第 3 号様式）
- (7) 土佐清水市立竜串貝類展示館管理業務に関する収支計画書（別記第 4 号様式）
- (8) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- (11) 団体の事業報告書を作成している場合は，当該報告書
- (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

年 月 日

土佐清水市長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代 表 者 名

㊞

土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同行を準用する場合を含む。）の規定により土佐清水市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者（市議会議員、市長、委員会の委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない。）

国税及び地方税の納税義務がない

（理由）

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

事業計画書

施設名	土佐清水市立竜串貝類展示館	申請日	令和 年 月 日
団体名		設立年月日	年 月 日
代表者名			
電話番号		FAX番号	

1 施設の管理に関する基本方針

魅力ある施設のために	(魅力ある施設として、多くの住民に利用されるためには、どのような運営をされますか。)
住民の意見反映	(施設として効率的な運営のため、住民の意見をどのように取り入れますか。)
事業の広報	(施設の事業等の住民への広報について記入してください。)
その他	(その他必要な事項があれば記載してください。)

※ この用紙に限らず別紙による提出も可能です。

2 事業計画

(年度)

(1) 施設管理 業務	内 容	
施設維持業務		
施設等の許可 業務		
有料施設等の 貸出業務		
(2) 自主事業	内 容	実施回数

※ この用紙に限らず別紙による提出も可能です。

収 支 計 画 書

(令和 年度分)

収入 (単位：円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			
雑収入			
収入合計			

支出 (単位：円)

支出科目	支出額	内訳	備考
管理運営経費			
人件費			
施設管理費			
・光熱水費			
・保険料			
・保守点検料			
一般管理費			
・消耗品費			
・通信運搬費			
・広告宣伝費			
・その他の経費			
支出合計			

※必要な経費は適宜追加してください